

令和8年度大山町ふるさと応援寄附金返礼品事業者等募集要領

令和8年3月18日
大山町総合戦略課

大山町では、ふるさと納税制度により大山町へ寄附した方（以下「寄附者」という。）に対して、お礼品として商品又はサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することによって、本町への寄附促進及び町内産品等のPRや販売促進等との相乗効果を図っています。

本要領は、本町に対して上記返礼品を提供しようとする事業者（以下「返礼品事業者という。」）及び返礼品の募集に関する事項を定めます。

1 返礼品事業者の要件

次に掲げる要件をすべて満たす事業者が返礼品事業者の登録に申出ができます。

- ・鳥取県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場がある法人、団体又は個人事業者であること。
- ・各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- ・大山町税に滞納がないこと。

2 返礼品の要件

商品又はサービスを提供するための法令等を遵守しており、国が定める基準（総務省告示第179号）に従って、次のいずれかに該当していることを返礼品の要件とします。なお、既に他社が同種の返礼品を取扱っている場合は、取扱いをお断りすることがあります。

- ・大山町内で生産されたもの
- ・大山町内で原材料の主要な部分（重量や付加価値が半分以上）が生産されたもの
- ・大山町内で製造・加工の主要な工程が行われ、一定程度以上の付加価値が生じたもの
- ・大山町内での企画立案の工程が行われ返礼品の価値の過半が生じたもの
- ・大山町内で生産されたもので、流通構造上、近隣の他市町村で生産されたものと混在することが避けられないもの
- ・大山町の広報の目的で生産された大山町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から大山町独自の返礼品であることが明白なもの（例）むきぱんだグッズ
- ・上記までに該当する品物（主）と当該品物と関連性を持った品物（副）とを組み合わせ提供するもの（例）町内産そば+町外産そばつゆ
- ・大山町内で提供されるサービス（例）宿泊、飲食、体験

※総務省提出用資料の情報提供について

【継続の事業者様】

令和7年度より継続の事業者様については、例年7月に、当年の10月1日～翌年9月末までの指定期間に対し、総務省への返礼品地場産品基準情報の提出が必要なため、6

- 月中を目途に、地場産品基準情報のご提供をお願いしますので、ご協力をお願いします。
- 期日までに地場産品基準情報のご提供がない場合は、当年9月末日を以て取下げとなりますので、ご注意ください。
 - 地場産品基準類型「3号」（県内加工の品）にあたる品については、令和8年より総務省から追加の書類提出を求めるよう示されています。対象の品をご登録の事業者様については別途ご案内をいたしますのでご協力をお願いします。

【新規の事業者様】

- 令和8年度新規でご申請いただいた事業者様については、申請時にも地場産品基準情報をご提出いただきますが、毎年7月に、当年10月1日～翌年9月末日までの指定期間に対し、総務省への返礼品地場産品基準情報の提出が必須となっております。制度や基準に変更があった場合、申請時とは別に、6月中を目途に改めて追加の地場産品基準情報のご提供をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。
- 期日までに地場産品基準情報のご提供がない場合は、大山町より今年度の認定がおりましても、当年9月末日を以て取下げとなりますので、ご注意ください。
 - 地場産品基準類型「3号」（県内加工の品）にあたる品については、総務省から、より詳細な情報提供が求められております。対象の品をご登録の事業者様におかれましては、ご面倒をおかけしますが、ご協力をお願いします。

3 返礼品の紹介

返礼品は、大山町が取扱うふるさと納税ポータルサイト及び毎年4月に発行するふるさと納税パンフレット等を通して紹介します。ただし、ふるさと納税パンフレットでの紹介は紙面に限りがありますので、寄附者動向等を考慮して本町が決定いたします。

4 返礼品提供に関して

(1) 返礼品事業者の負担額

返礼品代金及び送料は、大山町が負担します。返礼品代金及び送料に関して、返礼品事業者の負担額はありません。

(2) 返礼品提供の対象となる寄附の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※発送期間とは異なります。例) 3月末の寄附は4月に発送の依頼をします。

(3) 返礼品の発送等

返礼品の発送作業は、返礼品事業者に行っていただきます。返礼品の発注は、本町からメール又はFAXにより発注仕様書を送信いたします。返礼品の発送は、令和9年4月末日までに必ず完了するようご協力をお願いいたします。

(4) 返礼品代金等の請求及び支払い

返礼品代金のお支払いは月に2回お支払日を設けております。

支払日①：15日

支払日②：月末日

※いずれも休日の場合は前営業日にお振込みします。

※請求書が株式会社エッグに到着してから8営業日程度の処理日が発生します。

不備等が発生した場合は、弊社締日の都合上、不備解消後直近の支払日でのお振込みとなりますことをご了承下さい。

5 その他の諸条件等

(1) 返礼品事業者の登録の例外

返礼品事業者の要件をすべて満たした事業者でも、次のいずれかに該当したとき、その他町長が適当でないと判断したときは、返礼品事業者の登録を認めないこと又は登録を取消すことがあります。

- ・ 返礼品事業者として返礼品の取扱いに関する事務を適切に行わなかったとき
- ・ 返礼品に関する寄附者からの問い合わせ等への対応について本町から改善を求めたにも関わらず改善をしなかったとき

(2) 返礼品取扱いの例外

返礼品の要件をすべて満たした商品又はサービスでも、次のいずれかに該当したとき、その他町長が適当でないと判断した場合は、返礼品として認めないこと又は取扱いを取り止めることがあります。

- ・ 生産組合等で品質の保持又はブランド化等に努めている商品又はサービスを生産組合等の合意なく提供するもの
- ・ 商品又はサービスが梱包等送付のできる状態にないもの

(3) 返礼品事業者及び返礼品の内容変更

返礼品事業者の登録内容及び返礼品の取扱い内容に変更が生じるときは、速やかに「9 問い合わせ・申し出先」に、ご連絡をお願いいたします。

(4) 個人情報の保護

返礼品事業者は、返礼品提供に関する事務を処理するための個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。

(5) 関係法令等の遵守

返礼品事業者は、返礼品の取扱いにあたり適用される関係法令等を遵守しなければなりません。

(6) 書類の保管

返礼品事業者は、返礼品の提供にあたり遵守すべき関係法令等の事項が記載された書類及び返礼品の送付に係る事務の書類を、返礼品を提供した年度の翌年度から起算して5年間は保存しなければなりません。

(7) 調査等への協力

返礼品事業者は、返礼品事業者の要件又は返礼品の要件について疑義が生じたときは、町長による必要な調査等への協力に応じなければなりません。

6 新規返礼品申出期間

(1) 令和8年6月から返礼品として取扱いを希望するもの

令和8年3月31日(火)まで

※ 返礼品の内容によって、掲載開始時期が異なることがあります。

※ 返礼品の取扱いまでに2～3か月程度かかります。

(2) 上記以降

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)

7 申出方法

申出には下記の書類を「9 問い合わせ・申し出先」にメール又は郵送にて提出してく

ださい。必要書類の提出前に申出内容の事前相談をお願いいたします。

- ①返礼品事業者登録申出書（様式第1号）（年度毎 ※初回登録時および事業者情報に変更が生じた際）
- ②返礼品提案書（様式第2号）
- ③返礼品画像（返礼品毎 ※提供できる画像がある場合）

8 返礼品事業者等の決定方法

登録申出書、返礼品提案書、返礼品事業者の活動状況及び返礼品の取扱い状況等その他の内容を総合的に判断して決定し、結果を当該申出者に連絡します。

9 問い合わせ・申し出先

大山町ふるさと納税業務受託者 株式会社エッグ

〒683-0812 鳥取県米子市角盤町1丁目27-2 GOOD BLESS GARDEN 4F

電話：0859-21-0699 FAX：0859-21-0460

E-mail：furusato-daisen@egg.co.jp

営業時間 09時00分～17時00分（土日祝日等除く、夏季・冬季休業は別途連絡）

※大山町は、上記事業者にふるさと納税業務を委託しています。